

湯川村過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和9年度)

令和8年4月



福島県湯川村

目 次

1 基本的な事項

(1) 村の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 村行財政の状況	5
(4) 地域の持続発展の基本方針	7
(5) 地域の持続発展の基本目標	8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	11

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	13
(3) 事業計画	14
(4) 公共施設等総合管理計画との整合性	14

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	16
(3) 事業計画	18
(4) 産業振興促進事項	18
(5) 公共施設等総合管理計画との整合性	19

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	20
(3) 事業計画	20
(4) 公共施設等総合管理計画との整合性	20

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	21
(3) 事業計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合性	22

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	24
(3) 事業計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合性	25

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	27
(3) 事業計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画との整合性	29

8 医療の確保

(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	30
(3) 事業計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画との整合性	31

9 教育の振興

- (1) 現況と問題点 3 2
- (2) その対策 3 4
- (3) 事業計画 3 5
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合性 3 6

10 集落の整備

- (1) 現況と問題点 3 7
- (2) その対策 3 7
- (3) 事業計画 3 7
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合性 3 7

11 地域文化の振興等

- (1) 現況と問題点 3 8
- (2) その対策 3 8
- (3) 事業計画 3 8
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合性 3 8

12 再生可能エネルギーの利用の推進

- (1) 現況と問題点 3 9
- (2) その対策 3 9
- (3) 事業計画 3 9
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合性 3 9

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- (1) 現況と問題点 4 0
- (2) その対策 4 0
- (3) 事業計画 4 0
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合性 4 0

事業計画(令和8年度～9年度) 過疎地域持続的発展特別事業一覧 4 1

別添2 過疎地域持続的発展計画参考資料

- 1 事業計画(令和8年度) 1

1 基本的な事項

(1) 村の概況

本村は、北緯 37 度 34 分、東経 139 度 53 分に位置し、東に名峰磐梯山、北に霊峰飯豊山を仰ぎ、周囲を山々に囲まれた眺望に優れた会津盆地の中央にある田園地帯である。村域は、東西約 4.2km、南北約 4.8km とほぼ長方形の地形を有し、標高は 170m～180m で、面積は 16.37 km²と県内で 1 番小さく、山一つない平坦地である。

会津盆地の四季に彩られる美しい自然や豊かな緑、澄んだ空気を有する本村は、水資源にも恵まれ、肥沃な耕地では 9 割以上で水稻栽培が行われ、昔から農業を基幹産業として発展してきた農村である。

明治 22 年の町村制施行により村の中心を流れる湯川を境に笈川村と勝常村に分かれていた両村が、昭和 32 年 3 月 31 日、町村合併促進法の施行を受けて合併し「湯川村」が誕生した。平成 11 年度に三島区、平成 16 年度に桜づつみ区、平成 28 年度に美田園区、令和元年度に穂花区が誕生し現在、笈川地区に 17 の行政区（松川住宅を含む）、勝常地区に 16 の行政区を持ち、それぞれの地区に小学校があり第一次生活圏を形成している。また村の中心地は、役場・農協をはじめ平成 21 年度に村内の 2 つの幼稚園を統合したゆがわ幼稚園、中学校、公民館、ユースピアゆがわ、保健センター、体育館、高齢者コミュニティセンター、保育所、デイサービスセンターなどの公共施設が集中している。

村内には、国道 49 号、121 号の主要国道が 2 本走り、その国道を補完するように主要県道 3 路線が東西南北に通じ、周辺市町村と連絡している。また、旧過疎計画等により村道はもとより農道の整備も積極的に行い、住民の交通の利便性を図ってきた。そして、地域高規格道路の会津縦貫北道路が、村の東部を南北に縦断し、村内に 2 ヶ所（湯川北 I C、湯川南 I C）のインターチェンジが設置され、磐越自動車道の会津若松インターチェンジにもさらにアクセスしやすくなり、広域交通体系の要衝となっている。

本村の文化のシンボリック存在である「勝常寺」は、大同 2 年（807 年）法相宗の碩学徳一上人によって開かれた東北を代表する古刹である。平成 8 年には、木造薬師如来と両脇侍像が国宝の指定を受けた。また、国の重要文化財に指定を受けているものに元講堂（会津中央薬師堂）と仏像 9 軀があるが、平安初期の仏像が一箇所にこれだけ多く保存されているのは我が国では珍しいことである。近年の余暇時間の増大や歴史的遺産の探勝などにより参拝者が年々多くなってきており、それらを村の活性化に結びつけたい。

本村の人口は、昭和 35 年の国勢調査では 5,220 人を有していたが、令和 2 年には 2,139 人減の 3,081 人となり、率にして 41%も減少した。その間の推移を見ると昭和 60 年にわずかに増加しているが、全体的には減少傾向にある。ただし、近年では、昭和 40 年代のような大幅な減少は見られないが年々減少している。

これまでの旧過疎活性化法等計画及び旧法の過疎自立促進計画に基づき、実施してきた主な事業は次のとおりである。

なお、本計画の中の具体的な事業については、現時点で想定されるものを記載している。

ア. 産業の振興

圃場整備事業、農村総合整備事業、農業経営近代化施設整備事業、工業団地整備事業（企業誘致）、勝常寺周辺駐車場整備事業、人・川・道の駅拠点整備事業

イ. 交通通信体系の整備

道路・橋梁・踏切の整備、除雪機械の整備、電気通信施設等情報化施設整備事業、生活交通対策事業

ウ. 生活環境の整備

下水道整備事業、消防施設の充実、公営住宅の建設、住宅団地整備事業、河川公園整備、定住促進団地整備事業、若者定住促進住宅建設事業

エ. 高齢者の福祉その他の福祉の増進

デイサービスセンターの改修、保健センターの改修、保育所の建設及び増改築

オ. 教育文化の振興

中学校校舎・プール・屋内運動場の建設、ユースピアゆがわの建設、小学校耐震補強事業、小中学校 I C T 整備事業、統合幼稚園建設事業、桜つつみ集会施設建設助成事業、村営体育館前及び公民館前舗装事業、村営テニスコート整備事業、穂花区集会施設建設事業、湯川中学校屋根塗装事業、幼稚園屋根塗装事業、野球場整備事業、体育館整備事業

カ. その他

国際交流事業、海外研修事業、イベント開催、後継者対策事業、小・中学生研修事業

以上のような公共事業を進めたことにより、著しい人口の減少に歯止めをかけることができ、平成 12 年国勢調査までは、特に 15 歳～29 歳の若年者について僅かながら増加に転じていた。しかし、その後の人口は減少の一途を辿っており、他の過疎市町村同様に見られるような少子・高齢化といった傾向が強くなってきている。

これからの課題であるが、第一に急速に到来した高齢社会（高齢化率が 15%以上）への対応である。医療技術の進歩や食糧事情の改善等により平均寿命が大幅に伸び、本村においても 65 歳以上の高齢者人口が 37%を越えており、今後さらに増加が予想され、高齢化が進む中であっては、地域福祉活動の担い手の育成や要介護状態となっても住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、高齢者が安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることのできるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括システムの構築が重要となっている。

第二には、少子化への対応である。本村でも、21 世紀を担う子供の数が年々減ってきており、将来的には更なる人口減少が見込まれている。全国的にも人口減少社会となっている中、本村では人口の減少を抑制していくためには、定住人口の増加策や若年層、特に子育て世帯に対し訴求力のある支援を打ち出し住みやすい地域づくりを進めていく必要がある。そのため、若者の出会いから出産・子育て、教育に至るまでの各段階に応じた多様な子育て支援や地域の特色の特色を活かした教育の充実、女性の就労環境の改善などを図っていくとともに、湯川村で暮らすことの魅

力を PR し、定住・交流人口を増やしていくことが必要となっている。また、高齢者による子育て支援等の経験を地域で生かす組織づくりやサポート体制の拡充等が求められる。

第三には、農業を基幹産業として発展してきた本村も、時代のすう勢とともに第二次・第三次産業への就業者が増大し、農業後継者の不足が深刻化してきている。農業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、近年の米をめぐる情勢の不安定化や、肥料・農薬等の物件費や人件費の高騰、農業従事者の高齢化と担い手不足の問題が深刻化を増し、青年等の就農者の育成や所得の向上による活力ある農業を確立することが求められている。いのちと健康を育む重要な産業として、安全でおいしい「食べ物」の生産を基本に、集落組織の育成、担い手の育成に努め、安定的な生産体制の確立を進めることが重要となる。また、高付加価値の付いた農産物や農産物の加工により付加価値をつける六次産業化、スマート農業の推進など、様々な取組により魅力ある農業振興を図り、活性化させることが必要となっている。

第四には、美しい自然や豊かな環境を守りながら、都市機能を持った村づくりへの対応である。本村の地域資源の活用により、快適に住み続けられる居住環境を形成し、人口流出の防止、出生率の増加を図るとともに、田舎暮らしの魅力の向上や対外的な発信力を強化し、減少の著しい若年層人口を始めとして、交流人口を増加させていくことが必要である。また、村内全域へ整備が完了した下水道事業や交通の利便性を生かした都市基盤の整備、歴史的遺産を利用した文化の充実、計画的な土地利用や生活する上で必要となる通院や日常の買い物等のための移動支援等が求められる。

今後も、過疎の現況や問題点を総合的に勘案しながら、農業を中心に他産業との均衡ある発展を推進し、創意と工夫と知恵を出しながら、村民一人一人が潤いとゆとりのある豊かな暮らしができる村づくりをめざす。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本村の人口の推移は、表 1－1 のとおりであり、昭和 35 年には 5,220 人であったが、年々減少の一途をたどり、令和 2 年には 3,081 人となり、55 年間に 2,139 人、率にして 41%の減少となっている。5 年ごとの推移を見ると、近年は 40 年代のような 10%を越える大幅な減少はなくなり、鈍化傾向にある。昭和 60 年には、只見川の電源開発に伴い只見町から 11 世帯が転入し若干増加（0.6%の増）した。また、平成 11 年度に村が造成した住宅団地三島区に 35 世帯、平成 16 年度に民間が造成した桜つつみ区に 37 世帯、平成 28 年度に村が造成した美田園区に 21 世帯、令和 2 年度に建設した若者定住促進住宅の穂花区に 20 世帯が転入し、大幅な人口減少には歯止めがかけられているものの、少しずつ減少傾向にある。

また、年齢階層別の人口を見ると、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）共に減少しているが、老年人口（65 歳以上）は年々増加しており、高齢化社会の傾向にあるものの、平成 2 年から平成 7 年にかけての大幅増のような一時期な著しい伸びはなくなっている。そんな中で 15 歳～29 歳の若年者数は、平成 7・12 年には若干増加に転じたが、平成 17 年度には再び減少に転じた。

世帯数は、令和 2 年の国勢調査では 976 世帯であり、住宅団地の整備等により増えているものの、人口の減少を考えると、世帯人員が年々減少して核家族化が進み、令和 2 年には 1 世帯当たりの世帯人数は 3.16 人となっている。

次に、表 1－2 で人口を男女別に見ると、平成 27 年も令和 2 年もほぼ同様に女の割合が男の割合を上回っており、その傾向は昭和 35 年当時から変わらない。

また、人口の見通しを村の人口ビジョンで見ると、令和7年には2,845人になると推測され、人口の減少は避けられない。人口減少はますます進行し、令和22年の人口は、2,219人と推計され、本村の人口減少は、全国の約2倍程度のスピードで進むと予測されている。

次に、表1－3で産業別人口の動向を見てみると、昭和35年に第一次産業の占める割合が79.5%、第二次産業7.5%、第三次産業13.0%であったのが、令和2年にはそれぞれ22.2%、24.7%、53.1%となっており、年々第一次・第二次産業は大幅に減少し、第三次産業に移行している。近年の傾向では、第一次産業は一貫して減少し、第二次産業はほぼ横ばい状態だったものが平成7年以降減少傾向となったが平成17年以降は横ばい、第三次産業は一貫して増加しており、この傾向は今後もおおむね続くと考えられる。農業を基幹産業とする本村では、全世帯のうち約40.7%は農家世帯であるが、年々農家世帯も減少している。また、専業・兼業の別でも昭和35年に403世帯あった専業農家が平成17年には67世帯と激減しており、兼業農家も大部分が第一種兼業から第二種兼業へと移行している。これは農用地流動化促進事業による小規模農家の大規模農家への作業委託や農地集積事業による経営集約化、農業の機械化による労働力余剰のための他産業への移行、他産業との所得格差の拡大等により特に若年層の農業離れが進んだためである。

村内の工業の事業所数・従業者数は、平成5年には6事業所179人であったが、その後工業団地の造成等により企業誘致を進めた結果、平成14年には10事業所379人と大きく増加したが、その後、平成20年には9事業所356人、平成25年には、7事業所360人、令和5年には6事業所364人となり事業所数は横ばいとなっているが、従業者数は増加傾向となっている。また、製造品出荷額についても、平成5年には14億4,920万円であったが、平成14年には62億9,580万円、平成20年では79億3,092万円、令和5年では、83億8,545万円まで伸びた。

一方、商業は、規模も小さくほとんどが兼業であり、商店街は形成されていない。商店数は平成14年に39店あり、近年コンビニエンスストアや道の駅ができるなど規模は拡大傾向にあるが、近隣市町にある大型店の利用が大半で、地元商店を圧迫している。

このような村の情勢を良く認識し、地域の特性を生かした総合的かつ計画的な対策を講じ、村の振興を図る必要がある。

表1－1 人口の推移（国勢調査）（単位：人、%）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数（人）	5,220	3,875	△25.7	3,683	△4.9	3,570	△3.1	3,081	△13.7
0歳～14歳（人）	1,696	736	△56.6	688	△6.5	574	△16.6	421	△26.7
15歳～64歳（人）	3,112	2,568	△17.5	2,234	△13.0	1,994	△10.7	1,594	△20.1
うち15歳～29歳(a)	1,131	779	△31.1	467	△40.0	457	△2.1	342	△25.2
65歳以上(b)	412	571	38.6	761	33.3	1,002	31.6	1,066	6.4
(a)/総数 若年者比率(%)	21.7	20.1	—	12.7	—	12.8	—	11.1	—
(b)/総数 高齢者比率(%)	7.9	14.7	—	20.7	—	28.1	—	34.6	—

表 1－2 人口の見通し

(単位：人、%)

区 分	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
総 数 (人)	3,206	3,081	2,845	2,636	2,430	2,219
男 (人)	1,516	1,485	1,382	1,271	1,171	1,068
女 (人)	1,690	1,596	1,463	1,365	1,259	1,151
増減率 (%)	—	△3.9	△7.7	△7.3	△7.8	△8.7

表 1－3 産業別人口の推移 (国勢調査)

(単位：人、%)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数 (人)	2,683	2,287	△17.7	2,138	△6.5	1,884	△11.9	1,702	△9.7
第一次産業 就業人口比率	79.5	58.3	—	37.7	—	26.4	—	22.2	—
第二次産業 就業人口比率	7.5	17.1	—	26.7	—	24.3	—	24.7	—
第三次産業 就業人口比率	13	24.6	—	35.6	—	49.1	—	53.1	—

(3) 村行財政の状況

本村の行政機構は、地方分権の流れや多様化する住民のニーズに対応できる効率的な行政体制に見直すため、平成 28 年 4 月に機構改革がなされ村長部局は 3 課 9 係と出納室をもって組織し、その他は従来どおりとし、教育委員会は教育次長を置き 2 課 2 係、議会、農業委員会の各委員会等に事務局を配し、選挙管理委員会は総務課で、監査委員会の事務は議会事務局で兼務している。

旧過疎活性化法等計画及び旧法の過疎自立促進計画により農業の振興や下水道の整備、光ケーブル敷設による高速通信網や道路網の整備等を進め、豊かな村づくりに取り組んできたところであるが、本村財政は厳しい状況にあり、徹底した歳出の抑制に努め、経費の節減・合理化を図っている。また、地方交付税への依存度が高い本村は財政的に伸び悩み、令和 10 年度以降は過疎地域の指定から外れ厳しい財政運営が予測されることから、これまで以上に、積極的な財源確保と重点的効率的な事業を実施することが必要となる。

本村の財政状況は、令和 6 年度において経常収支比率 95.3%、健全化判断比率は実質公債費比率 11.5%、将来負担比率については数値なしである。

経常収支比率は年々悪化傾向であり 95%を越す程の財政の硬直化を示している。しかし、健全化判断比率については、これまで交付税措置の有利な過疎対策事業債を活用した事業展開が大部分であったため、比較的健全な数値となっている。

財政力指数は、近年は 0.21 と依然として低水準の域を脱していない。

歳入の構成をみると、地方交付税が常に 50%前後を占め、村税等を含む一般財源は令和 2 年度以降 20 億円を超える推移となり、歳入総額の 73.8%となっている。普通交付税は、平成 10 年度以降は年々減少し、平成 16 年度においては 933,029 千円まで落ち込んだが、令和 6 年度は 1,453,170 千円となり過去最高となった。自主財源である税収を確保するためには課税客体の適正な把握と徴収率の向上が重要であるが、少子高齢化の進行により個人住民税や法人住民税の大幅な伸びについては今後も期待できない現状にある。

歳出についてみると、義務的経費は平成 25 年度には 819,849 千円であったが令和 6 年度は 1,298,712 千円と大幅に増加しており、増加傾向にある。人件費は国の給与制度改正により平成 25 年度には 502,785 千円であったが令和 6 年度は 717,642 千

円と約 1.4 倍に、扶助費は平成 25 年度 134,694 千円から令和 6 年度は 180,812 千円と約 1.3 倍に増加した。公債費は、平成 25 年度 182,370 千円であったが、令和 6 年度は 400,258 千円まで増加し、過去最大となった。歳出総額に占める義務的経費の割合はおおむね 45%程度となっている。一方、投資的経費は、その年の大規模事業の有る無しに関係するが、近年は財源不足により大型事業を控える状況にある。

また、地方債現在高については、平成 12 年度末 2,323,786 千円で標準財政規模（1,515,871 千円）の 1.53 倍で健全財政の目安とされる 1.5 倍の数値目標を上回っていたが、元金償還額を上回らない起債を行うなどにより、平成 20 年度末では、1,791,957 千円で標準財政規模（1,523,260 千円）の 1.18 倍まで一時下がった。しかし、大型プロジェクト事業により令和 2 年度末においては、3,181,274 千円で標準財政規模（1,692,980 千円）の 1.88 倍まで増加したものの、令和 6 年度末には 2,222,512 千円で標準財政規模（1,924,274 千円）の 1.15 倍まで下がっている。

本村の財政は、このような状況にあり歳入の伸びが期待できないため、今後も経常的経費、義務的経費を極力抑え、令和 9 年度までとなる過疎債を活用できる行政効果の高い事業を最重点に配分し、効率的な財政運営を図るように努めなければならない。

次に主要公共施設等の整備状況であるが、村道については、改良率、舗装率とも年々向上しており、平成 25 年度末の改良率は 71.8%、舗装率は 94.8%に達している。耕地 1 ha 当たり農道延長率は、平成 12 年度 75.0mから比較すると平成 20 年度には 54.9mとなり大幅に減少しているが、これは村内の圃場整備事業に伴い整備した農道を村道に認定替えしたことによるものであり、農道総延長については、このときから変わらない。水道の普及については、平成 25 年度には 99.1%の普及率となっており、ほぼ全世帯が加入している。水洗化率については、平成 12 年度末 52.3%、平成 22 年度末 79.5%、平成 25 年度末で 82.2%となっている。このうち平成 18 年度に村内の全域で下水道整備事業が完了したことに伴い、下水道への接続者も増加し水洗化率上昇に一翼を担ったが、平成 26 年度末における下水道接続率は 55.7%にすぎず、今後も積極的に加入促進をしていかなければならない。

次に病院・診療所をみると、本村は無医村であるが近隣市町の医療機関が至近距離にあるため、さほど不便は感じられない。また、会津若松市に建設された福島県立医科大学会津医療センターについても、村の南東部で隣接しているため、更に利便性が高まっている。

なお、大規模事業として位置づけされた農村総合整備事業は平成 15 年度に完了し、下水道整備事業も平成 18 年度で完了、「人・川・道の駅」拠点整備事業、庁舎建設事業、定住促進団地事業についても平成 26・27 年度に完了し、若者定住促進団地整備事業及び防災行政無線整備事業を令和 2 年度に完了した。今後の大型事業としては、公共施設の長寿命化事業や小学校の統合事業等が計画されているが、財政状況を十分に考慮しながら建設を目指す。

表 1－2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円、%)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	2,567,310	3,218,410	3,531,884	3,211,640
一般財源	1,582,067	1,844,166	2,181,459	2,370,161
国庫支出金	299,394	128,443	635,360	215,046
都道府県支出金	109,004	156,586	155,213	167,917
地方債	194,300	281,544	468,467	147,519
うち過疎債	57,600	158,700	191,500	
その他	382,545	807,671	91,385	310,997
歳出総額 B	2,431,621	3,015,203	3,400,568	3,096,558
義務的経費	854,048	820,926	1,073,443	1,298,712
投資的経費	333,426	710,407	567,075	83,890
うち普通建設事業	333,426	580,638	567,075	83,890
その他	1,244,147	1,483,870	1,760,050	1,713,956
過疎対策事業費				
歳入歳出差引額 C (A－B)	135,689	203,207	131,316	115,082
翌年度へ繰越すべき財源 D	38,930	125,103	25,364	19,768
実質収支 C－D	96,759	78,104	105,952	95,314
財政力指数	0.23	0.25	0.25	0.21
公債費負担比率	9.6	9.7	14.0	16.9
実質公債費比率	9.5	6.4	10.4	11.5
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	79.4	83.4	91.0	95.3
将来負担比率	—	9.2	—	—
地方債現在高	1,785,366	2,770,153	3,181,274	2,222,512

表 1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	11.5	29.5	41.6	72.0	71.1
舗装率 (%)	56.6	72.1	76.5	94.5	88.3
農道					
延長 (m)	—	—	—	62,332	60,540
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	78.8	79.5	75.0	—	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	—	—
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	93.0	93.9	98.8	99.0	99.8
水洗化率 (%)	4.2	13.2	52.3	79.5	87.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本村は、豊かな自然、美しい景観、歴史、伝統文化などの地域資源に恵まれており、さらに、会津若松市をはじめとした都市部に近接しているという優位性がある。また、磐越自動車道へのアクセス、会津縦貫北道路の全面供用開始など高速交通網にも恵まれた位置にある。

したがって、これらを活かした定住促進や交流空間の創造を実現するとともに、近隣市町村等との広域的な連携を進め、都市機能をもちながら、ゆとりある居住環

境や豊かな自然を併せて享受できる自立的な地域を創造することによって、過疎からの脱却を図る。

(5) 地域の持続的発展の基本目標

そこで、次のような基本目標で施策の展開を図る。

「自然と文化のなかに都市機能が融合した潤いと活力がみなぎる村」

1) 潤いとゆとりがみなぎる快適な村づくり

ア 自然環境の保全と創出

会津盆地の中央に広がる豊かな緑と水をかけがえのない財産として積極的に保全し、次の世代に引き継いでいく。

美しい景観の保持や生態系にすぐれた自然の保護を図るとともに、それらに対する住民の意識を高め、村内外の人たちの心に残る快適な環境や景観づくりに努める。

イ さわやかな生活環境の確保

快適な生活環境の実現のため、老朽化した簡易水道供給施設の使用を中止し、会津若松市の水道事業へ統合したが、今後も給水の安定化を図り、村内全域に整備された下水道施設への加入促進を行う。また、増加する廃棄物の適正処理、ごみの減量化および資源再利用の推進を図るとともに、自然や環境にやさしい地域社会をつくり、地球規模で問題化している環境問題への適切な対応に努める。

ウ 潤いとゆとりある居住環境の確保

快適性が確保された質の高い居住環境の整備を図る。そのため、計画的な土地利用による宅地の整備や豊かな自然環境と一体となったゆとりの居住空間づくりなどに努める。また、その居住空間には、住民の憩い・交流の場として公園等の整備を図るとともに、墓地を保有しない村民のために村営墓地を整備し、緑地の保全とともにゆとりある居住環境の確保に努める。

エ 安全・安心感を与える暮らしの確保

時代や環境の変化に対応した住民の安全な暮らしを確保していくため、交通安全や防犯、消費生活の安定に努める。道路整備に伴う交通量の増加に対応し、総合的な交通安全対策を推進するとともに、都市化に対応する地域ぐるみの防犯体制の確立に努める。また、消費生活の安定については、新しい時代にふさわしい豊かで安全な消費生活の確保を図る。

また、住民が住み、働き、憩う村土を災害から守り、住民生活、財産の安全確保が図られるよう防災・防震体制の充実に努める。さらに緊急時に迅速な危機管理対応が図られるよう、迅速な消防・救急体制の確立に努める。

オ 交流ネットワークの整備

交流の基礎となる道路交通の整備と活用を図る。

道路交通については、会津縦貫北道路が平成 27 年 9 月に全面供用開始され利便性が高まったが、さらなる広域的な交流を円滑にする道路ネットワークの形成に努める。

2) 心やさしく創造性豊かな人づくり

ア 創造性豊かな人材の育成

家庭・学校・地域社会の連携のもとに、21 世紀を担う子供たちが思いやりの心を持ち、自ら学び、社会の変化に対応できる能力と態度を身につけた、人間性・創造性豊かな人材の育成に努める。

幼稚園教育を充実するとともに、安心して子育てのできる環境づくりを幅広く推進する。

小・中学校教育については、児童生徒一人一人の個性や能力を活かすように努め、全人教育や自然観察・体験、郷土を学ぶ学習などを充実するとともに、小学校においては、統合小学校の建設整備を行い、中学校施設においては、設備の整備充実を図る。

また、家庭教育の一層の充実を図るとともに、地域における青少年の活動を促進する。

イ 生涯学習・スポーツの振興

生涯学習の推進体制を整備するとともに、学習施設の整備や学習情報の提供、指導者の確保・育成など、住民だれもが必要に応じて、いつでも・どこでも・自主的に学ぶことができる環境づくりを推進する。

また、「村民1人1スポーツ」を目標に、スポーツ・レクリエーション活動の多様な機会と場所の整備に努めるとともに、活動への支援を図り、住民が生涯を通してスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりを推進する。

ウ 個性豊かな文化づくり

心の豊かさや生活の質の向上を目指し、個性豊かな文化の村づくりを推進する。

「勝常寺」を代表とする歴史に培われた文化遺産や村内に残る伝承・伝統文化の継承を図るとともに、芸術文化活動に親しむことのできる環境づくりを進め、新たな地域文化の創出に努める。

3) 健やかで人と人とのふれあえる村づくり

ア 生涯にわたる健康づくり

人生 100 年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、様々なライフステージ（乳幼児期から高齢期等の人の生涯における各段階）において健康づくりの取組を行うことで、生涯を通じた健康づくりを着実に進め、誰一人取り残さない健康づくりを目指すため令和6年2月に「第3次健康ゆがわ21計画」が策定された。

それに基づき、こころ・からだ・口の中・栄養を4本柱とし、ライフステージ各期や個別に対応したよりきめ細やかな健康づくりを進める。また、疾病の早期発見・早期治療、リハビリテーション、在宅ケア、総合相談窓口等を含めた保健サービスの総合的提供を図る。その拠点である保健センターのスタッフの充実に努める。

また、適切な医療が安心して受けられるよう保健サービスと一体となった地域医療システムの確立に努める。

イ 長寿社会への対応

高齢者が地域や家庭の一員として生き生き暮らすことができるよう、健康づくりの場や学習する機会を充実させるとともに、豊かな経験や知識を生かして地域で活躍できるシステムづくりを進め、生きがいと社会参加を促進する環境を整備する。

また、援護が必要となった場合にも安心して家庭や地域で暮らし続けられるよう、地域介護システムを整備するとともに、関係機関と連携をとり総合的なサービスが適切に受けられる体制を整備する。

ウ 福祉社会づくり

すべての住民が助け合い、共に生きる福祉社会づくりをめざし、住民の自発的な福祉活動を促進するとともに、地域福祉の活動拠点や福祉体制を整備し、行政と住民が連携協力して福祉を高めていくよう努める。

支援の必要な人については、相談体制の充実、各種支援制度の適切な活用に努め、地域で自立した生活が営まれる環境の整備を推進するとともに、社会に積極的に参加できる体制づくりに努める。また、人にやさしい村づくりを進め、すべての人にとって住みよい福祉社会づくりを推進する。

エ 子育てへの支援

家庭及び地域におけるこどもを取り巻く環境は大きく変化しており、晩婚化、未婚者の増加や夫婦出生力の低下も顕著になっており、こどもの減少が心配される。

そうした状況に即応して、多様な保育ニーズに対応した保育施設等の整備と内容の充実を図るとともに、若い世代が安心してこどもを産み、育てられる環境づくりを進める。

また、生涯を通じ健やかで心豊かに生活するために、保健センター内にこども家庭センターを設置し、妊産婦や子育て家庭の個別のニーズを把握した上で情報提供や相談支援を行い、必要なサービスにつなげられるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポート体制の機能充実を図る。

オ 地域づくり活動の推進

住民一人一人が地域社会の一員として、個性や能力を発揮しながら自主的に社会に参加できる条件整備を進め、地域全体で支え合う社会づくりをめざす。

そのため、これまでのコミュニティ活動をより進展させながら、コミュニティを担う人材の確保と育成を図り、住民の郷土意識と地域づくりへの関心を高めて、交流の輪を広げ、地域社会を支える地域づくり活動をより活発にする。

4) 地域の特性を生かした産業が伸びる村づくり

ア 農業の振興

施設の共同利用を推進し、担い手農家への農用地の集積による農業経営の規模拡大に努めるなど、地域営農体制の構築を図るとともに、村内農業法人の更なる育成支援に努める。

農業後継者を育成確保するため、新規就農者支援及び情報の提供や研修体系の充実など、就農促進・支援対策を展開する。

また、地域の特性を活かした農作物の生産技術を確立するとともに、高速交通体系を活かした販売経路の拡大、都市消費者との交流拡大、安全な農産物の生産等、収益性の高い農業経営の確立に努める。

イ ふれあい交流地域づくりの推進

自然環境や景観の保全・創出を基本に、自然と文化が共生したふれあい交流地域づくりをめざす。

自然学習、自然体験や歴史体験などの機会を設けるとともに、自然とのふれあい方、文化の学び方や農業の楽しみ方を開発する。また、「人の駅・川の駅・道の駅」を拠点として、他地域との交流を促し、新しい形の観光・レクリエーション・情報発信・防災などの拠点となる施設を整備し、ふれあい交流地域づくり推進に努める。

ウ 地場産業の育成

より自立性の高い地域づくりを推進することや、消費者のニーズに対応できるように、平成 21 年度に整備した農産物加工施設を拠点とし、地元農産物等を原料とした特産品開発を進め、農業と一体となった新たな地場産業の育成に努める。さらに、幅広い観点から地場産業の担い手になる人材の確保・育成を図る。

エ 若者定住を促進する土地利用

村づくりの担い手となる若者定住を促進するため、計画的な土地利用のもとで良好な宅地の供給と働く場の創設に努める一方、定住を促進するための条件整備として、豊かな自然を守りながら、若者交流の拠点の形成・充実に努める。

上記の施策を推進し人口目標を第六次湯川村振興計画（計画期間：令和 8 年度から令和 17 年度）及び総合戦略（計画期間：令和 8 年度から令和 12 年度）との整合を図るためそれぞれの計画に掲げている下記指標とします。

人口に関する目標

- ①全体人口（令和 17 年度）
2,665 人（令和 2 年度国勢調査：3,081 人）
- ②合計特殊出生率（令和 7 年度）
1.40 人（令和 2 年度：1.35 人）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価は、計画期間満了後の令和 10 年度において検証を行い、課題等を整理分析するとともに、パブリックコメント等により意見等を募る。また、議会へ報告することとする。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

湯川村公共施設等総合管理計画は、本村の所有する公共施設の管理状況が記載されているものであり、本計画における各事業の対象となっている公共施設も記載されていることから、過疎対策事業債活用の前提としての本計画との整合性は取れているものである。

また、今後も人口減少が続き更なる少子高齢化が進むことにより、財政基盤が極めて厳しい状況になることを想定し公共施設の管理に関する基本方針を定めた。

今後、過疎地域の持続的発展に取り組むにあたり、老朽化した公共施設の更新や改修の時期を迎えることによる多額の財政需要が見込まれる状況にあるが、人口減少や少子高齢化が進むことに伴う社会構造や住民ニーズの変化も考慮しなければならず、それに合わせた公共サービスのあり方を見直す必要性にも迫られている。

本計画においても、湯川村公共施設等総合管理計画の方針を踏まえ、施設類型ごとの特性を考慮し、将来見込まれる財政規模の変化に応じた施設保有量の適正化や次世代負担を見据えた施設マネジメントといった長期的視点を持ち、整備の必要性を十分に検討し計画を策定することにより、持続可能な行財政運営を前提とした計画を推進する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本村の人口は、昭和 22 年の 5,759 人をピークに減少し、昭和 50 年以降、横ばいとなるが、平成 7 年を境に急速に人口減少が進行した。今後、人口減少はますます進行し、令和 27 年の人口は 2,018 人と推計され、本村の人口減少は、全国平均の約 2 倍程度のスピードで進むと予測される。

世帯数は、昭和 25 年の 865 世帯をピークに年々減少していたが、新しい住宅団地の整備（平成 11 年度三島区、平成 16 年度桜づつみ区）により、平成 10 年頃から増加傾向にあった。しかし、平成 22 年頃からは、一部住宅団地の整備（平成 28 年度美田園区、令和元年度穂花区）も行われたが、それ以上に空家の増加等もあり、近年世帯数については減少傾向となっている。

現在、本村ではこれまでに農業関連で 3 名、観光関連で 2 名、文化関連で 1 名の地域おこし協力隊を委嘱し、情報の発信及び地元物産の P R などを村外に向けて実施してきたが、更に強化する必要がある。

豊かな自然や美しい景観、歴史・文化などの地域資源と、情報化を活かして都市等との交流機会の拡大を図ることが求められる。また、余暇の多様化により、農村の自然や文化を楽しむゆとりある休暇を望む都市住民が増えており、その機会を捉え、都市との交流を推進し地域の活性化を図る必要がある。

(2) その対策

空家等の対策計画や情報の整備を行い、若者世代から注目されている子育て支援や教育環境の情報発信を県内外へ実施することで、若者世代を始めとした移住・定住者の受け入れ体制の整備と、交流促進と地域連携を図ることが重要となる。

令和 2 年度よりインターネット上で公開を開始した、村空家バンクへの登録件数を増やし、空家の情報を広く発信するとともに、令和元年度に整備を行った子育て世代向け村営住宅「ゆがわニュータウン穂花」や移住・定住者を対象とした補助金等による支援を行うことで、移住・定住者の受け入れ体制の整備を進める。

地域おこし協力隊を活用して村外への情報発信として、SNS 等を駆使し関係人口創出に向けたものや定住・移住者に向けたものといった各フェーズに応じた情報発信を進める。

インターネットを活用して地域情報、交流イベント情報などを多面的に発信し、U J I ターンの促進や交流人口の拡大を図る。

地域の魅力を再認識し、住民の生きがいをづくりを推進し、都市住民との交流を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～令和9年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	・湯川村若者移住・定住促進事業 ・空家バンク整備事業	湯川村	
			湯川村	
	(2) 地域間交流	・「人の駅・川の駅・道の駅」整備事業	湯川村 (会津坂下町)	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	・湯川村若者定住促進事業補助金 定住を目的とした住居の新築及び建売住宅の取得に係る費用の一部助成 ・湯川村中古住宅取得支援事業補助金 定住を目的とした中古住宅の取得に係る費用の一部助成 ・ふるさとおこし（地場産品PR）事業 各種イベントへの参加や地場産品のPR活動委託料 ・基金積立事業 移住・定住によって活力ある地域再生の実現を図るための事業に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	湯川村 湯川村 ふるさとおこし協議会 湯川村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本村の基幹産業は農業であり、水稻を中心とした経営を行っており、水稻の1反当たりの収穫量は県内トップクラスを誇っている。しかし、米の消費量の減少や農産物の輸入量拡大による需給不均衡により米価は不安定化する一方で、機械や資材のコストは上がり続けており、農業所得は低迷の一途を辿っている。また、農業後継者不足、従事者の高齢化など農業を取り巻く環境は年々厳しさを増し深刻化している。

農家数は、販売農家に対し、専業農家が15.7%で、兼業農家は第二種兼業農家が大半を占めるなど、農家の構成は大きく変化しており、このような中で、担い手の高齢化が一層進み、後継者の確保が大きな課題となっている。

担い手については、認定農業者や農業後継者の支援に努めるとともに、地域の他産業従事者と遜色ない労働条件や所得水準の確保など、働きがいのある農業づくりを進めていくことが求められている。また、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、農業を職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものにしていくために農業経営基盤の強化を図り、農用地の利用集積と担い手の育成を行う必要がある。

農地の流動化については長年にわたり進めてきているが、なかなか進んでいない現状であり、今後も、農地中間管理機構を活用しながら認定農業者や担い手農家への農地の集積を積極的に推進する必要がある。

農村総合整備事業の完了により、生産基盤・生活基盤の整備はほぼ終了し、規模拡大により作業効率が向上、コストの低減が図られている。今後は、整備事業から外れた農道や水路等について、優先順位を考えながら整備を実施していく必要がある。

米の消費量の減少や食に対する安全・安心志向の高まりとともに変動する消費者ニーズに対応した取組が求められている。そこで、農産物の付加価値を高めるために村内の農産物を利用した商品を開発し販売するための農産物加工施設を建設した。今後、施設の積極的な利活用が求められ、今後も六次化産業や加工品の開発等に力を注いでいく必要がある。

イ 商業

本村の商業は、ほとんどが規模が小さいため商店街も形成されておらず、各集落に散在している状態であった。しかし、その商店も高齢化や後継者不足により廃業している店舗があり、現在に至っている。また、地域の立地条件としても、隣接する会津若松市、喜多方市、会津坂下町などの販売圏に入るため、村民の多くは品揃えが豊富で、新鮮で安価な大型店舗から購入しているのが現状である。また近年、兼業農家の増加により、食料品・日用雑貨品なども通勤帰りにそれらの都市部から購入してくるケースが多くなり、より一層地域の商店を圧迫している。

ウ 企業誘致

平成7年に約10haの工業団地の造成が完了し、現在6社の企業が操業し、地元雇用の場として貢献している。また、村内に2つのインターチェンジがある会津縦貫北道路が全線開通するなど、地理的条件も良いことから他市町村からの雇用者も多

く交流人口の拡大にもつながっている。しかしながら、新たな企業の進出可能な区域がなく、早急な整備検討が必要となっている。

エ 観光またはレクリエーション

本村には、平成 8 年に本尊の薬師如来と日光・月光両脇侍像が国宝に指定された名刹勝常寺があり、年間を通して多くの参拝者が訪れる。

平成 17 年度には勝常寺の参拝者のための駐車場と公衆トイレを整備し、観光客の利便性の向上と地域住民の安全性を確保した。また、平成 21 年度には地域活性化を図るための地域間交流や村の P R の拠点施設として、旧勝常幼稚園の園舎を改築し展示や販売を行う「湯川たから館」と地元の農産物を利用した商品を開発するための「農産物加工施設」を整備した。今後は、この施設の有効的かつ恒常的な利用促進を図っていく。また、「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」が平成 26 年度に完成し、情報の発信及び地元物産の P R や販売等ができる施設として地域活性化の拠点となっている。

(2) その対策

ア 農業

変動を重ねる農業行政施策に対応した農業経営を推進するため、様々な支援活動や推進体制を展開する。

村全域の圃場整備事業が完了しカントリーエレベータも整備され、作業効率の向上と設備投資の節減が図られて来たが、各施設について老朽化が進んできているため、今後は、修繕・更新等について検討していくこととする。

水稻を中心として園芸作物、畜産等との複合経営を今後も推進するとともに、新品种やスマート農業などの新しい技術の導入を積極的に推進し、生産性の向上とコスト縮減に努める。

集落営農組織、認定農業者、認定新規就農者、農業法人等の意欲ある担い手に農用地の集積化を農地中間管理機構を通じて斡旋するとともに作業の受委託を積極的に推進し、担い手農家の補完機能として設立された、村及び J A 出資型の農業法人「(株) 会津湯川ファーム」の育成支援について努めることとする。

後継者不足対策として、新規就農者を確保するための支援措置を講じるとともに、女性農業者等の余剰労働力を積極的に活用できるような社会の条件整備を行う。

G A P 認証の推進及び農薬や化学肥料の使用低減や有機栽培、水稻直播等の新しい栽培技術の導入による消費者ニーズに対応した安心・安全性の高い農産物の生産と環境にやさしい農業生産方式を積極的に推進するとともに、コメの需給調整推進のため、飼料用米等の新規需要米の作付拡大に努める。

学校給食や道の駅などの地産地消への積極的な取組に対する支援や、農産物の付加価値を高めるための商品開発や販路拡大・P R 活動など都市圏への積極的な働きかけを行うとともに、地元農産物等を原料とした特産品開発を進め、農業と一体となった新たな地場産業の育成に努める。平成 22 年に建設した農産物加工施設は機械設備や屋根などの建物の老朽化が進んでおり、計画的に整備に努める。

さらに、幅広い観点から地場産業の担い手になる人材の確保・育成を図り、他地域、都市圏からの人材やアイディア、考えを集落等に積極的に取り入れる。

循環型農業の重要性に鑑み、農業系廃棄物等を積極的に活用した環境や施設の整備を図る。

イ 商業

経営相談や各種共済・保険加入促進並びに各種講演・講習会を開催し商店の経営体制の強化を図る。

先進地研修、他市町村との交歓・交流を通し後継者の育成確保を積極的に進める。

湯川村中小企業振興資金の融資をはじめ国及び県の制度資金の斡旋を図るとともに、地域経済活性化対策を図る。また、地元商店の活性化と歩いて暮らせるまちづくり形成のために、過度に車に頼らず移動することができ、誰もが暮らしやすく環境への負荷が少ないコンパクトな「人」中心の新しいむらづくりを推進する。

小規模企業振興基本法が施行されたことを受け、既存中小企業や新規小規模企業への積極的な支援を図る。

ウ 企業誘致

若者を中心とする住民の流出を食い止め、定住人口の増加と住民の所得向上を図るため、雇用の場となる安定した経営が期待できる優良企業誘致の受け皿となる工業団地の整備を検討し、積極的に進めていく。また、計画的な土地利用のもとで民間開発による企業進出を支援しながら、雇用の場を確保し、若者の定住促進を図っていく。

エ 観光またはレクリエーション

勝常寺の参拝者及び地域活性化施設への来場者を増やすため、定期的な企画展の開催や新商品の販売による誘客など様々な施策を企画し展開していく。

平成 26 年 10 月に「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」が本村の西の玄関口にあたる国道 49 号と県道会津坂下・河東線の交差点北側に完成し、地元物産の P R や販売等を行うなど情報の発信や地域活性化の拠点施設として整備し、交通の要衝を活かした「会津のへそ」として会津坂下町との広域連携により事業を展開していく。

なお、上記ア～エの対策に係る施策については産業間の連携のほか、福島県及び周辺市町村との連携強化を図りながら取組を実施する。

(3) 事業計画（令和8年度～令和9年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	・ 国営土地改良事業負担金	湯川村 (国)	
	(3) 経営近代 化施設 農業	・ 湯川村農業振興関連施設整備事業 農業振興関連施設土地購入費 農業振興関連施設整備費（造成工 事・事務所・各種倉庫等）	湯川村 (JA会津 よつば)	
		・ 農産物加工施設屋根塗装工事・設 計委託	湯川村	
	(9) 観光又は レクリエーシ ョン	・ 「人の駅・川の駅・道の駅」拠点 整備事業 佐野目地区かわまちづくり（第2 期）整備事業（施設整備事業）	湯川村 (会津坂下町)	
	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業	・ 地域水田農業特別奨励事業助成金 需要に応じた米生産を行う農業者 への助成金 ・ 新規就農者支援事業 新規就農希望者への就農資金助成 ・ 認定農業者農地集積支援事業 新規利用権設定水田への助成金 ・ 地力増進事業 水田土壌改良剤散布等に対する助 成事業 ・ ふるさとおこし（地場産品PR） 事業 各種イベントへの参加や地場産品 のPR活動委託料 ・ 基金積立事業 農業及び商工観光業の連携によ って集落の生産や生活基盤を担う 農家、生産団体及び商工観光事業 者が生産基盤等の確保を進める事 業等、産業の振興によって活力あ る地域再生の実現を図るための事 業に要する経費の財源とし、基金 は、過疎計画期間中または過疎法 失効後、必要に応じて処分し、事 業に充てることとする。	湯川村 湯川村 湯川村 湯川村 ふるさとお こし協議会 湯川村	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域内において振興すべき業種については以下のとおりとする。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
湯川村全域	製造業、農林水産物等販売業 旅館業、情報サービス業等	令和8年4月1日 令和10年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2)その対策」及び「(3)事業計画」のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合性

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報処理技術・通信技術の飛躍的な進歩により、社会生活や産業活動等のあらゆる面で情報化が進んでいる。特に、インターネットを始めとするネットワークの拡大や携帯電話などの移動通信がほぼ普及し、情報伝達速度、大容量処理速度の高速化により、地球的規模で情報流通の時間的・距離的制約が克服されている。

高度情報化に立ち遅れることは、過疎化をより一層進展させることになるため、積極的に情報化を行い、その活用を図る必要がある。

一方、フィッシング詐欺や攻撃型メールといった情報セキュリティに対する脅威も数多く存在するため、十分に対策を行っていく必要もある。

また、令和2年度に防災行政無線を整備し、各戸には戸別受信機を配備し情報伝達のスピード化を図った、

(2) その対策

情報化を推進することによって、双方向機能の活用により、在宅での行政相談や届出などの手続きができるよう、住民サービス、利便性の向上を図る。

本村においては、平成16年2月に地域イントラネット基盤施設整備事業で庁舎を始めとした村内の14公共施設を光ファイバーで接続し、「行政情報システム」、「議会中継システム」を構築してから、平成21年度に国の交付金補正予算によりシステム機器及び職員パソコンの更新を行った。今後も、行政サービスの利便性向上及び業務の効率化を図るため、デジタル技術の活用によるDXを推進していく。

また、令和2年度に小中学校の全児童・生徒に対して「1人1台端末」、「高速大容量の通信ネットワーク」の整備、小中学校の普通教室に設置されていたデジタルテレビ機能付電子黒板を撤去し、大型モニターを導入した。今後、児童・生徒に対してICT機器活用に関する学習や情報モラル教育が求められる。

(3) 事業計画（令和8年度～令和9年度）

持続的发展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	・ 防災行政用無線施設保守事業	湯川村	
	(2) 過疎地域持続的发展特別事業	・ 地域イントラネット保守事業 ・ 地域イントラネット機器更新事業 ・ 戸籍総合システム更新事業 ・ 基金積立事業 情報技術・IT関連機器等の導入・更新事業に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	湯川村 湯川村 湯川村 湯川村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

過疎地域における道路交通網の整備は、地域振興の上で欠くことのできない重点事業である。本村は、会津盆地の中央に位置し近隣市町村とも密に接しているため地域の交流に恵まれている。そのため、本村の経済発展や交通安全の確保のためだけでなく、広域的な見地からも道路の拡幅や改良舗装等、道路網の整備が必要となっている。

総面積 16.37㎢と小さい村内には、現在国道 2 路線、県道 4 路線が通過しており、生活及び通勤路線としての利用度が年々高くなってきている。また、村を縦断する形で会津縦貫北道路が喜多方 I C から会津若松北 I C 間が全線供用開始され、インターチェンジも村内に 2 箇所設置されている。

村道については、村内の主要施設への支援道路整備、交通量の増加に対応した道路整備及び維持管理を図るとともに、安全で快適な生活を実感できる、人にやさしい道路整備を推進する必要がある。また、主要公共施設が集中している役場周辺の道路についても全体的な検討を行う必要がある。

橋梁については、橋長が 15.0m 未満の村道橋が 11 橋、15.0m 以上の村道橋は 8 橋あり、これらの橋梁は、建設年次は比較的新しいが、建設年次が近いため修繕・架け替え等が集中する恐れがある。また、その他の橋梁についても老朽化の進んだ橋梁がある。

農村総合整備事業の完了により、生産基盤・生活基盤の整備はほぼ終了したが、生活基盤である集落道の一部未整備があるため整備する必要がある。

イ 交通確保対策

本村と隣接する会津若松市・喜多方市・会津坂下町を結ぶ生活路線バス「塩川・喜多方線」「若松・坂下線」は、自家用車の普及とともに利用者が減少しており、路線の維持が厳しい状況にある。しかし、自家用車を持たない通勤・通学者の交通手段を確保するためにも、本路線の維持は必要不可欠となっているとともに、交通弱者である高齢者等については、新たな生活交通の確保について検討する必要がある。

道路改良及び住宅団地の整備等により、除雪路線の延長が年々増加し作業量も増大している。また、狭隘な村道は、大型除雪機械が進入できず除雪できないため、冬期間の交通確保が困難となっている。

(2) その対策

ア 道路

本村の経済発展や交通の利便性向上のため、道路整備を図る。

交通安全の確保、広域的な交流を促進するため国県道及び村主要施設へのアクセス道路整備を図る。

冬期間の歩行者の安全確保のため、道路除雪事業の拡充（歩道除雪・防雪柵設置等）を図る。

安全で快適な生活を実感できる、人にやさしい道路整備を推進するため、交通量の増加に対応した道路維持・修繕を図る。

農村の生活基盤である集落道の整備を図る。

橋梁の老朽化対策を図るため定期点検・診断等を実施し策定した長寿命化修繕計画（個別施設計画）に基づき適切な維持修繕に努める。

イ 交通確保対策

自家用車の普及とともに利用者が減少している生活路線バス「塩川・喜多方線」「若松・坂下線」は、自家用車を持たない通勤・通学者の交通手段を確保するため、路線運行が存続していくための費用助成を行うとともに、高齢者や障がい者の生活交通の確保を図るため福祉タクシーや路線バス利用料金への助成、通院等へ家族の自家用車を使用したときの燃料費の助成など一体的な移動支援事業を実施する。

冬期間の道路除雪、歩道除雪作業は早朝に集中し効率的に行う必要があるため、住民との協働体制を整え、作業体系に応じた除雪機械の更新を図る。また、集落内の狭い村道の除雪については、小型除雪機械をリースして、冬期間の通行確保を図っていく。

(3) 事業計画（令和8年度～令和9年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 道路 橋りょう	・橋梁定期点検委託（15m以上 8橋）	湯川村	
	(6)自動車等	・村コミュニティバス更新事業	湯川村	
	(8)道路整備 機械等	・除雪機械更新（除雪ドーザ 11t級） （小型ロータリー）	湯川村	
	(9)過疎地域 持続的発展特 別事業	・集落内除雪事業 除雪機械使用料（ドーザ 4台） ・生活交通対策事業 市町村生活交通対策事業助成 生活交通対策事業助成 ・高齢者等移動支援事業 ・基金積立事業 高齢者等の交通弱者の足の確保対策 に係る事業に要する経費の財源とし、 基金は、過疎計画期間中または過疎法 失効後、必要に応じて処分し、事業に 充てることとする。	湯川村 湯川村 湯川村 湯川村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 下水処理施設

下水道事業は、家庭の雑排水や汚水を円滑に排除・処理し、生活環境の向上と併せて河川などの水質を保全することを目的として平成8年度から事業に着手し、平成17年度で村内全域整備が完了した。今後は、事業効果を上げるために下水道接続率を100%に近づける必要がある。下水処理施設については、供用を開始して20年を超えることから、老朽化した設備の修繕・更新費用が増加傾向にある。

イ 廃棄物処理施設

生活様式の多様化や豊かな物質生活の中で、廃棄されるごみの量は年々増加する一方であったが、近年は生ごみ等の自家処理の推進やごみ減量化に伴う分別収集リサイクル化推進・人口の減少等により、ごみの排出量は微増にとどまっている。

しかし、近年の環境問題、特に地球温暖化問題等に大きな影響を及ぼす二酸化炭素の排出量を抑えるためにも、分別収集やリサイクルを強化し推進していく必要がある。

ウ 消防施設

消防施設については、小型動力ポンプが消防ポンプ車所有班を除いた全ての班に配備されており、ポンプ格納庫及び屯所が整備されている。しかし、ポンプ、格納庫、屯所共に老朽化が目立つため、近年中に更新整備することが望まれる。

消防団員については、若年層が村を離れ人口が減少しているため消防団員の確保が困難になっている。また、団員のほとんどが村外に就労しており、昼間の災害時における緊急出動に支障を来している状況にある。人口減少や団員確保の課題に対応するため、地域の実情に即した効率的かつ持続可能な体制の構築に向け、消防団の再編について検討を行う。

令和2年度に整備を完了し令和3年度より本格運用を開始した、同報系防災行政無線をはじめとした防災情報伝達システムを積極的に活用し、有事における防災体制の充実・強化を図る。

エ 水道施設

平成23年に会津若松市と事業統合したが、今後とも安全で安定した給水を続けるため、節水意識の普及を図る取組が必要である。

オ 公営住宅

村内には計36棟52室の公営住宅があるが、転居等で空きが出るたびに多数の応募があり、独身の若者や子育て世帯の応募者のニーズに応じられない状況にある。また、建築から20年を経過する住宅が半数以上を占めるため、計画的に営繕や長寿命化を図る必要がある。

カ その他

本村においても人口は減少傾向であり、平成 27 年度に定住促進団地を造成したが、今後も都市部からの人口の流入を図る必要があり、新たな定住促進団地の造成を検討する。

(2) その対策

ア 下水処理施設

積極的に住民へ下水道への接続について理解と協力をお願いする。

老朽化対策を図るため下水道ストックマネジメント計画に基づき定期点検・診断・適切な維持修繕及び更新に努める。

イ 廃棄物処理施設

ごみ・し尿とも会津若松地方広域市町村圏整備組合の施設で処理しており、村独自の処理施設は必要ないが、循環型社会の構築のため、ごみの分別収集の徹底、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、生ごみ等の自家処理の推進により処理経費の軽減を図る。また、令和 7 年に稼働予定の新焼却処理施設は、今後の会津若松地方広域市町村圏内の人口予測により、現在の施設より処理量が減少する計画であり、より一層のごみ減量化に努める。

ウ 消防施設

消防ポンプ車・老朽ポンプや屯所・ポンプ格納庫の計画的な更新を図り、消防施設の近代化に努める。

消火栓設置による水利の確保をさらに充実させ、全家屋への短距離放水が可能になるよう整備を図る。

消防団員の確保、リーダー研修事業、魅力ある消防事業等を行うことにより、若年団員の確保と資質の向上に努める。

エ 水道施設

水道水の供給元である会津若松市と連携を図り、安全で安定した給水の確保に努める。

オ 公営住宅

老朽化が進む公営住宅を再評価し、計画的な用途廃止、修繕及び耐久性の向上及び長期的な維持管理と長寿命化による更新コスト削減を図る。

カ その他

村内外、特に都市部へ子育て支援や教育環境の情報発信をするとともに、定住・移住者の受け入れ体制を整備するとともに交流促進を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～令和9年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5 生活環境 の整備	(2) 下水処理 施設	・農業集落排水マンホールポンプ場設 備更新工事 ・特定環境保全公共下水道マンホール ポンプ場設備更新工事	湯川村 湯川村	
	(5) 消防施設	・消防屯所修繕改修 ・自動車ポンプ庫修繕改修 ・消防ポンプ庫修繕改修	湯川村 湯川村 湯川村	
	(6) 公営住宅	・松川住宅屋根・外壁塗装・排水修繕 設計・監理委託	湯川村	
		・松川住宅屋根・外壁塗装・排水修繕 設計委託	湯川村	
		・松川住宅屋根・外壁塗装・排水修繕 工事	湯川村	
	(7) 過疎地域 持続的発展特 別事業	・基金積立事業 地域防災の向上及び住民の安全安 心の確保等に資する事業（災害情報 伝達システム等整備事業及び消防・ 防災関連備品等整備事業等）に要す る経費の財源とし、基金は、過疎計 画期間中または過疎法失効後、必要 に応じて処分し、事業に充てること とする。	湯川村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉施設

保育所については、女性の雇用拡大と夫婦共働きの家庭の増加や、核家族化の進行により、保育の必要性が高まり平成6年4月に定員45名で開所した。また、平成12年度に、乳児保育の充実と定員の受入れ枠の拡大を図るため、一部増築工事を行い乳児保育の充実を図ってきた。現在、6ヵ月児からの乳児保育と、午後6時30分までの保育を実施している。近年、少子化は進行しているものの、住宅団地開発等で新たに住民となった世帯等で、保育需要は増してきており、これに対応するため増改築工事を平成22年度事業として実施し、定員を45名から50名とし、平成24年度より一時保育事業も実施した。また、若者の定住促進事業による子育て世帯に対し必要な保育需要の増加に対応し、入所待機者ゼロを継続していくために、平成28年に条例を改正し入所定数を50名から60名に改正した。さらに令和元～2年度に実施した若者定住住宅整備事業で入所児の増加が見込まれたため、令和元年度に保育所の増築を行うとともに、令和元年に入所定員数を80名に改正した。令和3年度には屋根塗装工事を実施しているものの、内外装・遊具・床暖房等といった施設設備の年数が経過しているほか、LED化についても未実施であり、計画的な長寿命化工事や設備更新の必要がある。

放課後児童クラブにおいては、小学校低学年の利用が拡大し、年々増加傾向となっている。現在公共施設の一画を利用して事業を行っているが、施設までの距離の問題など、今後の事業の在り方について検討する必要がある。また、小学校6年生までが対象となり、さらに利用児童の増加が見込まれるため一層の充実を図り、家庭と地域が一体となって次代を担う児童生徒の好ましい子育て環境づくりを進める必要がある。

イ 高齢者福祉施設

令和8年1月の住民基本台帳人口は2,936人、うち65歳以上の高齢者人口は1,065人で高齢化率は36.2%となっており、県平均を上回っている。うち、寝たきり等の介護を要する状態になりやすい75歳以上の後期高齢者人口も556人で全人口の18.9%を占めている。

高齢者が住み慣れた地域の中で、それぞれの方が、生きがい達成のために積極的に活動し、さらに地域の助け合い・支え合いの一役を担うことで、支援を必要としている高齢者や村民を地域全体で支えていく地域包括ケアシステムの構築を確立することが求められている。

このため、高齢者を支えるサービスを始め、認知症予防や地域の見守り体制などの施策を推進し、高齢者の暮らしを様々な面から支えるあたたかい地域づくりを、地域ぐるみで進めていく必要がある。

これに併せて取り組むべき課題として、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした生活を送れるような支援体制（介護予防）の確立が急務である。健康づくり、疾病のリスクへの早期対応、生活習慣の改善といった高齢

者の保健対策をはじめとし、地域リハビリテーション対策、閉じこもりの防止や生活支援といった高齢者福祉対策、さらには、地域住民の自主活動も含めた介護予防対策の積極的な推進が求められている。

特に、社会的に寝たきり高齢者の支援体制を確立したとしても、まずは寝たきりにならないことが一番の幸せと考えられる。

そのためには、日頃から健康保持に留意するとともに、要支援者や自立に不安のある高齢者等が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないように今後も保健事業の充実を図るとともに、高齢者の積極的な社会参加を推進する必要がある。

デイサービス事業は、介護保険制度の開始に伴い、湯川村デイサービスセンターを平成 12 年 4 月に開所し、受入れ体制は万全となったが、今後は介護予防支援対策を含め更に質の充実を図る必要がある。平成 16 年 4 月 1 日より村社会福祉協議会が指定管理者として、施設の維持管理並びに事業運営を行っているが、建築から 25 年を経過し施設設備の老朽化が見られる状況にある。

地域包括支援センターは、平成 18 年 4 月の介護保険法改正に伴い、湯川村全体における包括的・継続的マネジメントの支援、総合相談・支援、介護予防マネジメント等を適切に実施していく機関として設置された。高齢者が住みなれた地域で、安心して尊厳ある生活を営めるような環境を整えるべく、地域の高齢者の健康の維持、保健、福祉、医療の向上、生活の安定のために必要な補助や支援を包括的に行っている。平成 29 年度からは村直営により村福祉組織の中に設置し、事業運営の充実を図っている。

障がい者については、障がい者の自立支援を図るため、障害の程度に関係なく人間として自立することが重要であることを踏まえ、自主性、主体性を尊重しながら、障がい者の自立を支援するとともに、介護者の負担軽減を図る必要がある。このため、在宅生活の支援及び相談体制の充実を図る。

ウ 地域福祉

介護保険制度の導入や社会福祉事業法等の改正により、福祉サービスは、利用者と事業者との契約制度に移行した。

このような中、行政機関や施設だけではなく、地域住民も一緒になって、地域の福祉ニーズを把握し、その実情に合った福祉サービスを提供する体制を整備し、誰もが住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らせる地域社会を創りあげていくことが必要である。

また、働きながら仕事と子育てをしている核家族については、急な仕事や用事ができた際に、こどもの保育に困ることが多く、対応に苦慮している状況にあるため、今後は子育て支援にも重点をおき事業の展開・発展を図っていく必要がある。村在住の高校生については、積雪のある冬期間は公共交通機関を使用せざるを得ない状況にあり、養育する保護者の教育における経済的負担となっている。

(2) その対策

ア 児童福祉施設

若者定住住宅整備事業により、年々、保育所への入所児が増加している。保育士の確保や施設の改修など、受け入れ体制を整備し、入所待機者ゼロを継続していく。

児童クラブにおいては、小学校低学年の利用が拡大し、年々増加傾向となっている。現在のクラブ事業における児童の受入れ枠に応じた整備の充実や送迎も含めた人的対応を図る。若者定住住宅整備事業により、利用児童も多いため、施設の LED 化などを行い、児童生徒の好ましい子育て環境づくりを進める必要がある。

さらに、平成 27 年度より制度化されたこども・子育て支援事業については令和元年 10 月 1 日より制度の一部を改正し、新たに事業を充実させ一体的に進めることにより児童福祉の充実を図る。

イ 高齢者福祉施設等

介護保険法が施行され、平成 12 年度に湯川村デイサービスセンター、湯川村居宅介護支援事業所が開設され、介護保険のサービスが提供され、介護の必要な高齢者及び家族の福祉の向上が図られている。しかしながら、湯川村デイサービスセンターについては、建築から 25 年を経過し施設設備の老朽化が見られることから計画的に改修を行っていく。

第 3 期介護保険事業計画に基づき、平成 20 年 4 月に認知症高齢者が入所する定員 9 名の地域密着型グループホームを浜崎地区に開所した。また、第 5 期高齢者福祉計画・第 4 期介護保険事業計画に基づき、定員 29 名の地域密着型小規模特別養護老人ホームが平成 23 年 10 月に佐野地区に開所し、平成 27 年 3 月には定員 9 名のショートステイ事業所を併設した。

高齢者の生活をできる限り継続して支えるためには、施設サービスの基盤整備と共に、施設サービスの隙間を埋める、医療サービスをはじめとする様々な支援が継続かつ包括的に提供される地域包括ケアシステム構築を図る。

また、高齢者及び障がい者の社会参加、文化・体育活動を助長するために健康スポーツ、教養、娯楽の殿堂として的高齢者コミュニティセンターの充実した活用を図る。

さらに、高齢者が地域で元気に生き生きと毎日を暮らせるよう、集会所等を活用し、寝たきりにならない介護予防活動をさらに推進し、お互いに情報交換できるサロン機能（お茶飲み場所）を高め、高齢者が運動機能の維持回復をできるトレーニング施設等の設置を図る。また、住民の健康保持及び増進、乳幼児健診の充実を図るため湯川村保健センター改修工事を実施する。

ウ 地域福祉

地域の福祉ボランティア育成及び組織の強化と合わせて、民生児童委員や関係機関・団体との連携を強化し、地域福祉ネットワーク体制の充実を図る。

村民のだれもが人としての尊厳を持って、障がいの有無や性別・年齢にかかわらず、家庭や地域の中で、自分らしく安心して暮らしていけるよう、村民に最も身近な行政主体である村が、地域住民をはじめ関係機関や関係団体等との協働のもとで、地域における様々な課題を解決するための仕組みや方向性を示すものとして「地域福祉計画」を策定し、福祉事業の充実を図る。

冬期間は暖房用灯油の購入等採暖をとるための経費が必要となる地域性を考慮し、生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者低所得世帯等への経済的負担の軽減を行う。また、冬期間は公共交通機関を使用せざるを得ない、村在住高校生を養育する保護者の教育における経済的負担の軽減を行い、子育て支援及び定住促進に資する環境づくりの充実を図る。

さらに、働く人々の仕事と子育ての両立を支援するため、ファミリーサポートセンターの開設を検討する。

(3) 事業計画（令和8年度～令和9年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	・ 保育所遊具更新事業 ・ 保育所 LED 化事業 ・ 児童クラブ施設整備	湯川村 湯川村 湯川村	
	(3) 高齢者福祉施設	・ デイサービスセンター改修事業	湯川村	
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	・ 保健センター改修事業	湯川村	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	・ 子育て支援事業 出産・就学祝い金助成事業 子育て応援在宅育児支援金事業 ・ 高校生冬期間通学支援事業 ・ 地区介護予防事業育成事業 ・ 冬季生活支援事業 ・ 基金積立事業 子育て支援事業（出産・就学祝い金助成事業）等に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	湯川村 湯川村 湯川村 湯川村 湯川村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

生涯にわたる健康づくりを進めるには、住民の健康の保持・増進が不可欠であり、すべての住民が心身共に健康で快適な生活を送ることが保健行政の終局の目標である。これを目指して、村の保健センターにおいて母子保健から成人保健事業までの各種検診事業、事後指導、健康教育、健康相談等の充実を図ってきた。しかし、急速に進行する人口の高齢化や少子化、医療技術の発達等により、保健医療行政を取り巻く環境が大きく変化してきたため、それに的確に対応し住民の健康の保持・増進を今後も図っていく必要がある。また、近年は、からだの病気だけでなく、うつ病や統合失調症など心の病気も問題になってきており、これらの問題を抱えた方の支援も必要となってきた。

本村は無医村であるが、4 km以内に医療機関があるため無医地区ではなく、平成25年には、隣接する会津若松市との境界付近に福島県立医科大学会津医療センターが開設された。しかし、逆に手近な医療機関を利用できることもあってか多受診や入院による医療費の増加等、高齢者の医療を中心として医療財政は予断を許さない状況になっている。

また、村民の主要死因は、三大生活習慣病のがん・脳卒中・心臓病が大半であり、原因としては、メタボ予備軍や脂質異常者の増加によるものが大きいと考えられる。今後、一層高齢社会が進むにつれ、これら慢性疾患である生活習慣病の増加とともに、認知症高齢者や寝たきり高齢者が増加すると予想される。

早期発見、早期治療ができるために、住民健診内容をより充実させていく必要がある。住民の生活習慣病の予防を目指す「特定健康診査・特定保健指導」も定着しており健診受診率、特定保健指導率は年々増加している。がん検診事業については、実施日・実施方法等を工夫し、受診率向上に努めている。しかし、各種検診未受診者の医療費が増加傾向にあるため、未受診者対策を講じていく必要がある。また、健康教育では、集落公民館を利用した健診結果説明会を実施し、病態別に対応する健康教室を実施している。

(2) その対策

医療機関通院中の方も、通院中でない方も、住民健診や医療機関を上手に利用して健診を受け、「早期発見・早期治療」につなげ、データ管理を始め食事や運動を適切にし、主体性のある健康管理ができるよう支援していく必要がある。

生活習慣病の予防、健康に関する知識の普及を図ることにより「自らの健康は自らで守る」という認識と自覚を高め、特に運動と栄養を柱とした健康教育を保健センターや地区集会施設等を利用して行い、予防・医療・福祉の一体的な充実を図る。

健康に関していつでも気軽に相談できるように、各種団体や関係医療機関との連携を図り、保健・医療・福祉の包括的な相談体制を充実するとともに、介護予防の視点からも、多くの元気高齢者をつくる施策を関係機関一体となり推進する。

(3) 事業計画（令和８年度～令和９年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
7 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展特 別事業	・坂下厚生病院救急医療体制支援事業 ・在宅当番・救急医療情報提供実施事業 ・基金積立事業 健康増進事業等に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	湯川村 湯川村 湯川村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

村内には、幼稚園 1 園及び小学校 2 校と中学校 1 校があり、幼児教育の充実並びに義務教育における学力水準の向上を図るため、教育環境の整備・施設整備の充実及び教職員の資質の向上に努めている。

校舎については、笈川小学校が昭和 53 年 7 月、勝常小学校が昭和 54 年 12 月にそれぞれ鉄筋コンクリート造りの校舎に改築されたが、耐震診断を実施したところ村耐震補強計画の基準値を満たしていないため、耐震改修が必要となったので、平成 21 年度繰越事業として平成 22 年に両小学校校舎の耐震補強工事を施工した。また、老朽化したボイラーを撤去して両小学校へのエアコン設置を行っている。両小学校共に、建物全体の老朽化が進んでおり、大規模な改修が必要な状態であり安全面を優先し、緊急性のある修繕については引き続き実施しながら、今後は統合小学校整備事業において、新校舎として整備する方針である。

湯川中学校についても、平成 3 年に鉄筋コンクリート造りに改築された。しかし、湯川中学校は、教室面積が狭く今後の生徒数の推移を考慮して、ゆとりある教室を確保するため、教室等の一部を改造した。また、夏の酷暑対策のため、令和元年度にエアコンの設置を行った。今後は学校の適正規模、適正配置の検討を進め、学校施設の環境整備の充実に努める。

屋外運動場については、湯川中学校が平成 6 年に、笈川小学校が平成 10 年に、勝常小学校が平成 13 年に整備を完了し、教育環境が改善されているが、年々増えてくる雑草等に対する定期的な土壌処理工事等の実施の必要性がある。また、湯川中学校においては、新庁舎整備に伴い、新たに駐車場等が整備されたので、平成 28 年度に校庭南側と東側の防球ネットの整備を行った。

屋内運動場は、勝常小学校が昭和 63 年に改築され、笈川小学校は昭和 40 年に建設された鉄骨造りの建物であり、耐震診断の結果危険と診断されたため、平成 21 年度において耐震補強工事と一部改修工事合わせて施工した。湯川中学校は、平成 17 年 3 月に鉄筋造りに改築され、教育環境の改善が図られた。中学校の屋内運動場においては、水銀灯から LED への切替時期となることから LED 化など脱炭素や再生可能エネルギーの推進を図るとともに施設の整備充実に努める。

学校プールについては、勝常小学校が昭和 49 年 7 月に、笈川小学校が昭和 50 年 7 月に、湯川中学校においては、新校舎建築後、平成 5 年 11 月に竣工した。今後の課題として、各小中学校のプールの経過年数が 20～40 年以上と老朽化しており令和 6 年度に大規模な修繕を行ったものの老朽化が進んでいるため、安全面を優先し緊急性のあるものについては引き続き修繕を図っていく。

令和 8 年 2 月に策定した湯川村立小学校の整備に向けた基本方針において、令和 12 年度開校を目指し統合小学校の整備を進めていくものの、老朽化した施設等の改修を行っていく。

学校給食については、共同調理場の老朽化が著しく、平成 22 年度に会津坂下町において学校給食センターが改築されたことに伴い、平成 25 年度から会津坂下町に調理業務を委託した。

幼稚園は、笈川、勝常の 2 つの幼稚園があったが、平成 20 年度に統合幼稚園舎を建設し、平成 21 年 4 月からゆがわ幼稚園として開園し、他市町の幼稚園に通園する幼児は少なくなった。開園から 15 年を経過し施設設備の老朽化が見られることから

計画的に改修を行っていく。さらには、平成 27 年 1 月から新しく送迎バスを購入し、園児の通園での安全確保に努めた。また、土曜日や長期休業中の預り保育事業、さらに平成 27 年度より長期休業中の完全給食提供を実施した。加えて、新型コロナウイルス感染症対応のため、令和 2 年度に遊戯室、ランチルームにエアコンの設置を行った。

最近の情報通信分野の急速な発展は目ざましいものがあり、それに対応できる人材を育成するためには、小学校からの情報教育を充実する必要がある。令和元年 9 月に小中学校の職員室、PC 教室のパソコンと ICT 機器の入れ替えを実施した。国は推進する「GIGA スクール構想」に基づき、令和 2 年度に小中学校の全児童・生徒に対して「1 人 1 台端末」、「高速大容量の通信ネットワーク」の整備を実施した。

また、小中学校の普通教室に設置されていたデジタルテレビ機能付電子黒板を撤去し、大型モニターを導入した。さらには、令和 6 年度に小中学校の全児童・生徒用のタブレット端末の更新を行った。今後は、児童・生徒に対して ICT 機器活用に関する学習や情報モラル教育が求められる。

近年、児童・生徒のいじめや虐待・不登校等が大きな社会問題となっているが、校内において発生がないよう、Q-Uテストとスクールサポーターを導入し、一人一人の児童生徒の心に寄り添う教育支援を推進させるとともに、学校・家庭・地域が一体となって児童・生徒の健全育成に努めている。また、平成 30 年度より「湯川村子どものいじめ防止条例」を制定、「湯川村いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめのみならず児童等の教育を受ける権利に対し、著しく侵害することを防止することを目的とし、各関係機関による問題対策の協議を実施している。

イ 生涯学習

急速に進んでいる人口の高齢化や社会の変化に対応し、個人の教養を高め生活に潤いをもたらすためには、生涯学習の充実と地域社会の連帯感を高めることが重要である。また、地域づくり村づくりの発展をめざし、現状の課題解決に向けての積極的な取組と協力体制の確立が重要である。

村民総ぐるみの生涯学習推進事業は、村民各年代層における生涯学習の充実と支援体制を整え、より多くの人たちが参加できる事業に取り組む必要がある。「絆づくり、健康づくり、仲間づくり、生きがいくづくり」を支援する生涯学習の観点に立って、各種の事業を推進してきたところである。この事業目的の趣旨を理解し、さらにボランティア活動の推進を付け加えて、時代の要請に応える学習機会の充実を図っていく。

ウ 集会施設

公民館及びユースピアゆがわは地域住民の最も身近な学習施設であると同時に、様々な課題（趣味）を持った人が学習し、生涯の中に潤いのある人生を過ごすために必要な生涯学習の情報提供や支援など、役割を果たす重要な拠点である。

平成 27 年 5 月に学校教育係室と教育長室が公民館から新庁舎に移ったのを契機に公民館事務室を拡張し、それに伴い文化財関係研修室を設置した。また、ユースピアゆがわの図書機能の充実を図り、令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症対応のため空調設備を完備し、施設機能の充実に努めてきた。

しかし、利用者が社会教育や生涯学習活動をする上で安心して快適に活動できるよう、今後も定期的な点検と施設機能の整備に努め、施設の有効利用を図らなければならない。

エ 体育施設

「健全なる精神は健全なる身体に宿る」と言われる。運動は強健な心身の発達を促し人間性を豊かにするとともに、健康で文化的な生活を営む上で極めて重要な役割を果たすものである。

本村の体育施設（体育館、野球場、テニスコート、運動広場）はすべての村民が気軽に利用できる施設として健康の増進や福祉の向上に寄与している。体育施設の整備については平成 24 年度に体育館の耐震補強工事、野球場については平成 23 年度に駐車場舗装工事、平成 24 年度に屋外トイレの洋式化、平成 26 年度及び 27 年度においては移動式バックネットの更新、平成 28 年度にテニスコートの砂入り人工芝への改修、同じく運動広場のトイレの洋式化、平成 29 年度にはテニスコート管理棟の修繕、平成 30 年には中央運動広場（ゲートボール場）の天幕及び防球ネットの修繕、令和元年度には野球場バックネット修繕など、年々老朽化していく施設の整備充実に努めている。今後も、施設の LED 化や空調設備、キュービクル、体育関連設備等、長期的かつ計画的に施設の整備が必要である。

(2) その対策

ア 学校教育

学校施設整備を図り、新学習指導要領に対応した教材、教育機器の充実と教育環境の整備を年次計画で行い、情操教育及び情報通信教育の充実と教育効果の向上に努める。また、学校施設老朽化が進行しているので、小学校においては、統合小学校の建設に向けた環境整備を計画し、既存の施設は、安全面を重視し、その間の緊急性のある修繕等については、計画的に整備に努める。中学校においては、図書室の空調施設の整備や校舎・体育館照明の LED 化など環境整備の充実に推進する。

両小学校のプールについては、それぞれ 40 年以上が経過し、老朽化による傷みが伴っている状態であるため令和 6 年度に両小学校のプール改修を行った。施設の安全面を重視し環境整備のため、今後は最小限の修繕を行いプールの維持に努める。

児童・生徒の心身の健全な発育と食生活改善を促進するため、食育、地産地消も含めた学校給食調理業務について、引き続き会津坂下町との委託を継続する。

児童・生徒の健全育成を学校・家庭・地域が一体となり、各学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめ・不登校防止に努める。また、村においても平成 30 年度より「湯川村子どものいじめ防止条例」を制定し、その中で「湯川村いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進することを図った。体験学習においては、自然体験学習や本物の文化にふれる鑑賞教室を実施し、さらに、自分が生まれ育った村の基幹産業である農業の体験学習を行い、食の大切さや自然とのふれあいを通して心豊かな人間形成を育む。また、今後の国際社会への対応として、幼小中連携の英語教育の充実に努める。

ゆがわ幼稚園の土曜及び長期休業中の預かり保育や長期休業中の完全給食提供事業を継続し、一層の充実に努める。また、老朽化している幼稚園施設等の環境整備を図る。

イ 生涯学習

生涯学習の視点に立った、各種学級・講座を開設し社会教育の充実に努めるために村民の文化・生涯学習の拠点となる公民館、ユースピアゆがわの整備充実に努めるとともに、活用の促進について推進する。公民館は建設から 50 年、ユースピアゆ

がわは建設から 30 年を経過し施設設備の老朽化が見られることから計画的に改修を行っていく。

また、社会教育主事、社会教育指導員を配置し集落の活性化を図る事業の展開や、社会教育関係団体のリーダーを養成し、各団体の活動を推進する。

ウ 集会施設

平成 27 年に新しく行政区となった「美田園」地区の集会施設の整備を検討するとともに、老朽化が激しい村内行政区の集会施設について建て替え要望が挙がってきた場合には、コミュニティ助成事業の活用を中心に整備計画を立てていく。また、令和 2 年度に若者定住住宅整備事業で建設した住宅入居者等の集いの場として、集会施設の建設を実施した。

エ 体育施設

長期的な計画を基に体育施設の整備を図るとともに、気軽にスポーツ・レクリエーション活動できる環境整備を実施し村民の健康増進とスポーツの振興に努める。

(3) 事業計画（令和 8 年度～令和 9 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備 考
8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 校舎	・湯川中学校 LED 化事業 ・湯川中学校図書室整備事業 ・笈川小学校消火栓ポンプ用呼水槽整備事業	湯川村 湯川村 湯川村	
	(2) 幼稚園	・幼稚園 LED 化事業 ・幼稚園厨房機器購入事業	湯川村 湯川村	
	(3) 集 会 施 設、体育施設 等 公民館	・公民館修繕事業	湯川村	
	ユースピアゆ がわ 体育施設	・ユースピアゆがわ修繕事業 ・体育館修繕事業	湯川村 湯川村	
	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業	・学校給食推進事業 学校給食事業業務委託 幼稚園副食給食委託事業 保育所副食給食委託事業 ・幼稚園児送迎事業 幼稚園児送迎用自動車運行管理委託 幼稚園児送迎用バス運行委託料 幼稚園児送迎用バス購入費 ・体育推進事業 スポーツ大会開催・参加委託事業 湯川村体育協会補助金 ・子どもの居場所づくり推進事業 放課後児童クラブの実施 ・学校教育支援員等配置事業 発達遅延児（生徒）等の支援員配置	湯川村 湯川村 湯川村 湯川村 湯川村	

		・ 幼稚園預かり保育事業 時間外預かり保育実施に係る経費 ・ 基金積立事業 学校教育、幼児教育の充実化を図るための事業（幼稚園預かり保育事業等）に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	湯川村 湯川村	
--	--	--	----------------	--

（4）公共施設等総合管理計画との整合性

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

現在、村内には大小 32 の集落があり、集落単位に行政区がおかれ自治活動を行っている。行政区の規模は、およそ 10 世帯から 90 世帯と様々である。

集落は、日常生活におけるコミュニティ活動など重要な役割を果たしているが、一人暮らし高齢者世帯や高齢者だけの世帯の増加により、相互扶助機能など集落が果たしてきた生活の基礎的な機能の低下が懸念される。

今後は、若年層を主とした定住促進に向けた環境整備が必要である。

(2) その対策

若年者や都市部からの U J I ターンの促進のための受け皿として、生活環境の整備を進める。

また、既存の空家等を利活用した定住促進事業についても展開する。

(3) 事業計画（令和 8 年度～令和 9 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業	・空家対策利活用事業 ・基金積立事業 村の定住促進関連事業（空家対策利 活用事業等）に要する経費の財源と し、基金は、過疎計画期間中または過 疎法失効後、必要に応じて処分し、事 業に充てることとする。	湯川村 湯川村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 文化

本村に文化施設（一箇所にまとめた図書館や文化財の展示館など）はないが、昭和 57 年に村文化協会が設立され、芸術文化活動が積極的に行われている。平成 22 年度にオープンした湯川村地域活性化施設「湯川たから館」を利用し、村出身の芸術文化に貢献した方々遺作品を紹介するとともに交流の場として活用していきたい。

また、村内には、国宝の薬師三尊（薬師如来・日光菩薩・月光菩薩）を始め、国指定重要文化財 8、県指定重要文化財 2、村指定文化財 26 と多くの文化財が存在する。これらの文化財には、案内標柱を設置して地域への周知を図るとともに、適切な管理が行えるよう文化財パトロールを行っている。一方、勝常寺周辺では古代・中世の姿を明らかにするため、堂後遺跡の範囲確認調査を継続して行っている。また、民俗芸能として貴重な無形文化財である勝常念仏踊りの保存に努め、その振興を支援している。

(2) その対策

ア 文化

本村特有の伝統文化・生活文化・歴史が多く残されていることを再認識し、その保存、伝承並びに活用を図っていくことが大切である。

地域で生活していることについての「誇り」や「郷土愛」につながるよう様々な文化活動を積極的に推進するため、民俗資料や埋蔵文化財等の保存活用を図り、地域の活性化を目指す。

本村における文化の振興、保存等の活動を支援するため、「湯川村文化・体育振興基金」の助成事業の活用を促進する。

(3) 事業計画（令和 8 年度～令和 9 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 0 地域文化 の振興等	(1) 地域文化 振興施設等	・地域活性化施設屋根塗装工事・設計委託	湯川村	
	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業	・文化協会活動事業補助金	湯川村	
		・村民芸能発表会委託金	湯川村	
		・文化財保存活用事業	湯川村	
		・基金積立事業 村の文化財の保存、活用の事業に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	湯川村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギー

地球温暖化やエネルギー資源の枯渇化等、地球規模で深刻な環境問題が起きており、そして東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故を受け、原子力エネルギーに依存しない環境にやさしい再生可能エネルギーの利用や循環型社会の構築を村が主体となり実践していく必要がある。

(2) その対策

再生可能エネルギー

今後建設する公共施設については、太陽光や地中熱等の自然エネルギーを利用する発電施設等を整備することを検討し、また、住民へ対しては、住宅用太陽光発電システム設置費に対する補助事業を実施する。

(3) 事業計画（令和8年度～令和9年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 1 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	・住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	湯川村	
		・役場庁舎地中熱ヒートポンプ修繕事業 ・基金積立事業 環境にやさしいエネルギー対策推進事業（住宅用太陽光発電システム設置費補助事業等）等に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	湯川村 湯川村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

活力ある村づくりの推進

若者の都市部への流出が年々進むに伴い、村内の後継者不足は進み、とりわけ基幹産業である農業の後継者不足は深刻な問題となっている。また、独身者の増大は出生率の低下にもつながり、過疎化に一層拍車をかけている。そのため村では、「湯川村ふるさとおこし協議会」を中心に出会いの場の提供（婚活）を開催するなど、後継者の配偶者確保に努めるとともに、村活性化のための新たなソフト事業に取り組んでいる。

また、村内出身者で結成している「在京湯川会」の会員に、広報誌の発送を行い、都市住民との親睦を深めながら交流を行っている。交流人口及び関係人口の拡大を図るため、ふるさと納税やファンクラブ事業を通じた継続的な地域との関わりの創出に取り組んでいる。

村づくりは、人づくりからと言われ、豊かな人材の育成に努め、村民が「この村に住んで良かった」と言えるような潤いと活力がみなぎる、豊かな村づくりをめざし、みんなで英知を出し合い、過疎からの脱却を図る。

(2) その対策

活力ある村づくりの推進

未婚者同士の交歓会や交流活動など様々な企画を実施し積極的な活動を推進する。

村のPR活動や地域活性化につながる事業として、各種イベントへの積極的な参加や都市との交流、自主事業の開催などを積極的に推進する。

(3) 事業計画（令和8年度～令和9年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 2 その他 地域の持続的 発展に関し必 要な事項	過疎地域持 続的発展特別 事業	・ イベント事業 村のPRや地域活性化につながる事業 の開催 ・ 後継者体験学習実践活動事業 ・ 地域活性化事業 ・ 基金積立事業 活力ある村づくりに資する事業（後 継者対策事業及びイベント事業等）等 に要する経費の財源とし、基金は、過 疎計画期間中または過疎法失効後、必 要に応じて処分し、事業に充てること とする。	湯川村 湯川村 湯川村 湯川村	当該事 業の効 果は将 来的な 地域の 持続的 発展に 資する

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

事業計画（令和8年度～9年度） 過疎地域持続的発展特別事業分【再掲】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	・ 湯川村若者定住促進事業補助金 定住を目的とした住居の新築及び建売住宅 の取得に係る費用の一部助成	湯川村	当該事 業の効 果は将 来的な 地域の 持続的 発展に 資する
		・ 湯川村中古住宅取得支援事業補助金 定住を目的とした中古住宅の取得に係る費 用の一部助成 ・ ふるさとおこし（地場産品 PR）事業 各種イベントへの参加や地場産品の PR 活 動委託料 ・ 基金積立事業 移住・定住によって活力ある地域再生の実 現を図るための事業に要する経費の財源そ し、基金は過疎計画期間中または過疎法失効 後、必要に応じて処分し、事業に充てること とする。	湯川村 ふるさと おこし協 議会 湯川村	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持 続的発展特別 事業	・ 地域水田農業特別事業助成金 需要に応じた米生産を行う農業者への助成 金 ・ 新規就農者支援事業 新規就農希望者への就農資金助成 ・ 地力増進事業 水田土壌改良剤散布等に対する助成事業 ・ ふるさとおこし（地場産品 P R）事業 各種イベントへの参加や地場産品の P R 活 動委託料 ・ 基金積立事業 農業及び商工観光業の連携によって集落 の生産や生活基盤を担う農家、生産団体及 び商工観光事業者が生産基盤等の確保を進 める事業等、産業の振興によって活力ある 地域再生の実現を図るための事業に要する 経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中 または過疎法失効後、必要に応じて処分 し、事業に充てることとする。	湯川村 湯川村 湯川村 ふるさと おこし 協議会 湯川村	
3 地域におけ る情報化	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業	・ 地域イントラネット保守事業 ・ 地域イントラネット機器更新事業 ・ 戸籍総合システム更新事業 ・ 基金積立事業 高齢者等の交通弱者の足の確保対策に係 る事業及び情報技術・ I T 関連機器等の導 入・更新事業に要する経費の財源とし、基 金は、過疎計画期間中または過疎法失効 後、必要に応じて処分し、事業に充てるこ ととする。	湯川村 湯川村 湯川村 湯川村	
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9) 過疎地域持 続的発展特別 事業	・ 集落内除雪事業 除雪機械使用料（ドーザ 4 台） ・ 生活交通対策事業 市町村生活交通対策事業助成 生活交通対策事業助成 ・ 高齢者等移動支援事業	湯川村 湯川村 湯川村	

		基金積立事業 高齢者等の交通弱者の足の確保対策に係る事業に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	湯川村
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	基金積立事業 地域防災の向上及び住民の安全安心の確保等に資する事業（災害情報伝達システム等整備事業及び消防・防災関連備品等整備事業等）に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	湯川村
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	- 子育て支援事業 出産・就学祝い金助成事業 子育て応援在宅育児支援金事業 - 高校生冬期間通学支援事業 - 地区介護予防事業育成事業 - 冬季生活支援事業 - 基金積立事業 子育て支援事業（出産・就学祝い金助成事業）等に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	湯川村 湯川村 湯川村 湯川村
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	- 坂下厚生病院救急医療体制支援事業 - 在宅当番・救急医療情報提供実施事業	湯川村
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	学校給食推進事業 学校給食事業業務委託 幼稚園副食給食委託事業 保育所副食給食委託事業	湯川村
		- 幼稚園児送迎事業 幼稚園児送迎用自動車運行管理委託料 幼稚園児送迎用バス運行委託料 幼稚園児送迎用バス購入事業 - 体育推進事業 スポーツ大会開催・参加委託事業 湯川村体育協会補助金 - 子どもの居場所づくり推進事業 放課後児童クラブの実施 - 学校教育支援員等配置事業 発達遅延児（生徒）等の支援員配置 - 幼稚園預かり保育事業 時間外預かり保育実施に係る経費 - 基金積立事業 学校教育、幼児教育の充実化を図るための事業（幼稚園預かり保育事業等）に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	湯川村 湯川村 湯川村 湯川村 湯川村 湯川村
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	- 空家対策利活用事業 - 基金積立事業 村の定住促進関連事業（空家対策利活用事業等）に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	湯川村 湯川村

10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	・文化協会活動事業補助金 ・村民芸能発表会委託金 ・文化財保存活用事業 ・基金積立事業 村の文化財の保存、活用の事業に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	湯川村 湯川村 湯川村 湯川村
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	・住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 ・基金積立事業 環境にやさしいエネルギー対策推進事業（住宅用太陽光発電システム設置費補助事業等）等に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	湯川村 湯川村
12 その他地域の持続的発展に必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	・イベント事業 村のPRや地域活性化につながる事業の開催 ・後継者体験学習実践活動事業 ・地域活性化事業 ・基金積立事業 活力ある村づくりに資する事業（後継者対策事業及びイベント事業等）等に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	湯川村 湯川村 湯川村 湯川村